

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年3月29日(2007.3.29)

【公表番号】特表2002-537915(P2002-537915A)

【公表日】平成14年11月12日(2002.11.12)

【出願番号】特願2000-602353(P2000-602353)

【国際特許分類】

A 6 3 B 53/00 (2006.01)
A 6 3 B 53/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 B	53/00	A
A 6 3 B	53/00	B
A 6 3 B	53/00	C
A 6 3 B	53/00	D
A 6 3 B	53/04	B
A 6 3 B	53/04	E
A 6 3 B	53/04	H

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月8日(2007.2.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 アイアンタイプのゴルフクラブであって、

单一の設計ロフト及びゼロではないバウンス角のソールを持つフェースを有するヘッドにして、該ヘッドが垂直面に対してその設計ロフトで配置された場合、前記ソールが水平面に対してそのバウンス角を実現するという点で設計ロフト及びバウンスが互いに関連する該ヘッドと、

单一のまっすぐなホーゼルと、

ホーゼルを介して前記ヘッドに連結される单一のまっすぐなシャフトにして、この連結は、該シャフトがゼロではない傾斜角度を成すように構成され、このゼロではない傾斜角度は、ヘッドがその設計ロフト及びバウンス角で配置された場合、垂直に対して3度より大きく、かつ10度未満である該シャフトとを備えたゴルフクラブ。